

公益財団法人 助成財団センター 委 員 会 規 程

(目 的)

第1条 この規程は、公益財団法人助成財団センター(以下「当センター」という。)定款第53条の規定に基づき設置される委員会の構成及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(任 務)

第2条 定款第53条第1項第1号の企画委員会(以下「この委員会」という。)は、下記に規定する事項を任務とする。

- (1) 当センターの組織や中長期的運営及び事業内容等についての重要事項について検討し、必要に応じて基本的な方針案や計画案等を理事会に提出する。
- (2) 当センターの業務運営の年間計画案及び予算案等を検討し必要に応じて理事会に提出する。
- (3) 理事長の諮問事項について検討を行ない、その内容を報告する。
- (4) 第7条に規定する分科会を設置した場合は、分科会の担当事項及び運営等を調整する。
- (5) その他前各号に関連する諸事項及び当センターの運営及び事業等に係る事項について検討し、必要に応じて理事会へ報告する。

(委 員)

第3条 この委員会の委員は、理事長が会員団体役職員及び学識経験者等の中から選任し、理事会の承認を得た上で委嘱する。

- 2 この委員会の委員は、10名以内とする。
- 3 この委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、任期中に会員団体等の職を退いた場合は委員も退任する。その後任者の任期は前任者の任期の満了時までとする。
- 4 委員は原則として無報酬とする。

(委員長)

第4条 この委員会には委員長1名を置くこととし、委員長には専務理事を充てる。

- 2 委員長は必要と認めたときは、委員の中から副委員長を指名することができる。
- 3 委員長は、会議の議長となり、会務を総括する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代行する。

(会 議)

第5条 この委員会の会議は、原則として2ヶ月に1回開催するが、必要に応じ委員長が隨時招集することができる。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、会議の招集を行わず、書面又は電磁的記録をも

って委員の意見を求ることにより、委員会の決議に代えることができる。この場合においては、委員長はその結果について、各委員に報告しなければならない。

- 3 委員長は、適當と認める者に対して、参考人として委員会の会議への出席を求め、資料の提出、説明、意見の聴取その他の必要な協力を求めることができる。

(議事録)

第6条 この委員会の審議については、その経過及び結果の概要を記録した議事録を作成する。

(分科会)

第7条 この委員会は、必要に応じて分科会を設け、特定事項について審議することを求めることができる。

- 2 分科会の委員は、この委員会で選出する。
- 3 分科会には、委員長1名を置くこととし、分科会の委員の互選により選出する。
- 4 分科会の招集、議決その他会議の運営は、第5条に準じる。

(事務局)

第8条 この委員会及び分科会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、当センターの職員若干名をもって構成する。
- 3 事務局の職員は、この委員会の委員長の指示に基づき、会議日程の調整、議題資料の作成、議事録の作成などの事務を行う。

(その他理事会が必要と認めた委員会)

第9条 定款第53条第1項第2号に規定する委員会が設置される場合、この規程の全部又は一部を適用するか、若しくは別にその委員会のみに適用される規程を設けるかを検討し、理事会の承認を得るものとする。

(改廃)

第10条 この規程の改廃は、理事会の議決を経て行う。

附 則

1. この規程の施行に関し、必要な事項は別に定める。
2. この規程は、平成21年11月5日から施行する。
3. 初年度の委員の任期は、第3条第3項の規定にかかわらず、平成21年度に関する定期評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
4. この規程は、平成22年3月16日から施行する。